

昭和二十三年法律第二百二十九号

社会保険診療報酬支払基金法

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 役員及び職員（第八条―第十四条）
- 第三章 業務（第十五条―第二十二条）
- 第四章 財務及び会計（第二十三条―第二十七条）
- 第五章 監督（第二十八条・第二十九条）
- 第六章 雑則（第三十条・第三十一条）
- 第七章 罰則（第三十二条―第三十四条）

附則

第一章 総則

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、都道府県及び市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者」という。）が、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行うこと並びに国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療に要する費用の適正化（次条及び第十五条第一項第八号において「医療費適正化」という。）に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うことを目的とする。

第一条の二 基金は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保を通じて国民の保健医療の向上及び福祉の増進、診療報酬請求書情報等の分析等（第十五条第一項第八号に規定する業務をいう。）を通じて国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会と有機的に連携しつつ、診療担当者に対する診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。

第二条 基金は、これを法人とする。

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 各保険者との契約の締結に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 基金は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第五条 基金は、政令の定めるところにより、主たる事務所の所在地において、主たる事務所を管轄する法務局に必要な事項を登記しなければならない。

2 前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第六条 基金でない者は、社会保険診療報酬支払基金という名称を用いてはならない。

第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 基金に役員として、理事長、理事及び監事を置く。

第九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徴する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

第十条 理事長は、理事の互選によつて、これを定める。

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。

3 前項の選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとする。

4 前二項の規定により理事を選任しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者につき、候補者を推薦することと、それぞれの所属団体に求めるものとする。

5 前三項の規定は、監事の選任について準用する。

第十一条 役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は第二十九条に規定する命令に違反したときは、基金に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第十二条 理事長は、理事又は職員のうちから、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三条 削除

第十四条 基金の職員は、理事長が任命する。

第三章 業務

第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 各保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあつては、市町村。第六号及び第七号を除き、以下この項において同じ。）から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。
- 二 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。
- 三 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 四 前二号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。

五 保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務（前各号に掲げるものを除く。）を行うこと。

六 保険者から委託された健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百五条の四第一項第二号、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五百五十三条の十第一項第二号、私立学校教職職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項第二号、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）第一百四十四条の二第一項第二号、国民健康保険法第四百十三條の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第一百四十三條の三第一項第一号、地方公務員等の医療の確保に関する法律第六十五條の二第一項第一号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。

七 保険者から委託された健康保険法第二百五条の四第一項第三号、船員保険法第五百三十三條の十第一項第三号、私立学校教職員共済法第四十七條の三第一項第三号、国家公務員共済組合法第五百四十四條の二第一項第三号、国民健康保険法第七百三十三條の三第一項第二号、地方公務員等共済組合法第五百四十四條の三十三第一項第三号又は高齢者の医療の確保に関する法律第六百六十五條の二第一項第二号に掲げる情報の利用又は提供に関する事務を行うこと。

診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用 の促進に関する事務を行うこと。

九 前各号の業務に附帶する業務

十 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

基金は、前項に定める業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十五条第三項（同法第二十条第三項において準用する場合を含む）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条第五項（同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べることを。

二 生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（同法第二十条第三項に

おいて準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十四第四項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項（同法第四十条の三の第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うこと。

三 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項（第一号に係る部分に限る）の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができ、診療報酬額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の九又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの規定に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

五 生活保護法第八十条の四第二項又は防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。

基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（独立行政法法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法法人をいう。以下同じ。）の委託を受けて、国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。

基金は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、保険者、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事とそれぞれ契約を締結するものとする。

基金は、第一項第八号に掲げる業務の運営に関する事項を定めるに当たつては、当該業務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

基金は、第一項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第十六条 基金は、前条第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項の審査並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務（厚生労働大臣の定める診療報酬請求書に係るものを）を除く。次条及び第十八条第一項において「審査等」という。）を行うため、定款の定めるところにより、審査委員会を設けるものとする。

審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、定款の定めるところにより、それぞれ理事長が委嘱するものとし、その数は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする。

前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦により行なうべきでない。

基金の理事は、定款の定めるところにより、審査委員会に出席して、審査等に関して意見を述べ、必要がある場合には、審査等の内容につき説明を求めることができる。

第十八条 審査委員会は、診療報酬請求書に係る審査等のため必要があるときは、厚生労働大臣の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。

前項の規定によつて、審査委員会の請求により出頭した診療担当者に対しては、基金は、定款の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、その提出した診療報酬請求書、報告書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

前二項において診療担当者となるのは、第十五条第一項第四号、第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項に規定する医療を担当する機関の提出する診療報酬請求書に関する場合においては、当該機関とする。

第十九条 前条第一項の規定により審査委員会の要求があつた場合において、診療担当者が、正当の理由がなく、出頭若しくは説明を拒み、報告をせず、又は診療録その他の帳簿書類の提出を拒

んだときは、基金は、厚生労働大臣の承認を得て、その者に対して、診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

第二十條 審査委員、役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない。

第二十一條 基金は、第十六條第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書について第十五條第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項の審査並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務を行うため、主たる事務所に、特別審査委員会を設けるものとする。

第二十六條 第二項及び第三項並びに第十七條から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。

第二十二條 第十六條から前条までに定めるもののほか、審査委員会及び特別審査委員会に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 財務及び会計

第二十三條 基金の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

第二十四條 基金は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第二十五條 基金は、毎事業年度末に第十五條第一項から第三項までに規定する業務に関する財産目録及び事業状況報告書を作成し、これに関する監事の意見を付して、事業年度経過後三月以内に、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 基金は、前項の規定により厚生労働大臣に提出した財産目録及び事業状況報告書を公告し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

第二十六條 基金は、各保険者（第十五條第二項第一号から第四号まで及び第三項の場合においては国、都道府県又は市町村）に、同条第一項第一号から第四号まで並びに同条第二項第一号から第四号まで及び第三項に規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数、当該診療報酬請求書の審査の内容その他の当該費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるものを基準として負担させるものとする。

第二十七條 この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五章 監督

第二十八條 厚生労働大臣は、基金に対して、業務又は財産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2 前項の規定により、当該職員に検査を行わせる場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

第二十九條 厚生労働大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があるときは、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第六章 雑則

第三十條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第三十一條 基金の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十二條 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十八條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

2 基金の理事長、理事又は監事が、第十五條に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときも同様とする。

第三十三條 第二十條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四條 基金の理事長、理事又は監事が、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、二十万円以下の過料に処する。

2 基金の理事長又は理事が、第四條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときも、前項と同様とする。

附 則

第一條 この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二條 政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第三條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の拠出を請求しなければならない。

第四條 基本金の拠出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2 理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第五條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四條第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定（同項第十二号に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

附 則（昭和二十四年五月三十一日法律第一三七号）抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十四年五月三十一日法律第一六七号）抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十五年五月四日法律第一四四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。

附 則（昭和二十六年三月三十一日法律第九六号）抄

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年四月三〇日法律第二二七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和二十八年三月二二日法律第二二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月二日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月二四日法律第二〇七号）抄

1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年三月三十一日法律第二六号）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年三月三十一日法律第二八号）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年三月三十一日法律第二八号）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年三月三十一日法律第二八号）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和三〇年八月一日法律第一二一号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三年三月三十一日法律第四一号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
附 則（昭和三十三年五月一日法律第一二〇号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三年二月二七日法律第一九三号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、新法の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。
附 則（昭和三十四年三月二十八日法律第五三三号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
附 則（昭和三十五年八月一日法律第一三六号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三十六年四月二十八日法律第六六号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。
附 則（昭和三十六年五月二十六日法律第九四号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。
附 則（昭和三十八年六月二二日法律第一〇八号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附 則（昭和三十八年八月三日法律第一二八号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）
- 14 この法律の施行前に行なわれた旧戦傷病者援護法又は旧未帰還者援護法の規定による更生医療の給付又は療養の給付に関しては、前項の規定による改正前の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定は、なお、その効力を有する。
附 則（昭和四〇年六月三〇日法律第一三九号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四〇年八月二八日法律第一四一号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）
- 第八条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に係る診療報酬に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（昭和四二年六月二二日法律第三六号）抄

- 1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。
附 則（昭和四四年二月一五五法律第九〇号）抄
（施行期日）
- 1 この法律中第一条から第三条まで、第二十条及び第三十条並びに附則第二項及び附則第四項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十五年二月一日から施行する。
附 則（昭和四五年六月一日法律第一一一号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四七年六月二三日法律第九六号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和四十八年一月一日から施行する。
附 則（昭和四八年一〇月五日法律第一二二号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和五一年六月五日法律第六二二号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定及び附則第三条第二項の規定は同年八月一日から、第三条及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。
附 則（昭和五五年二月一〇日法律第一〇八号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和五七年八月二七日法律第八〇号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章、第八十四条、第八十七条第二項、附則第三十一条及び附則第三十二条の規定（附則第三十一条の規定による社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く。）は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二章、第三十条（中央社会保険医療協議会に関する部分に限る。）及び附則第三十八条から附則第四十条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）
- 第四十二条 前条の規定（社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く。）の施行の日前にした行為に対する同法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和五九年八月二四日法律第七七号）抄
（施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）
- 第三十一条 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付及びこれに相当する給付の費用については、この法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第一条中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」とあるのは、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）、旧日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）」と読み替えて、同法の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六一年二月二日法律第一〇六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（昭和六二年九月二六日法律第九八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月二二日法律第三六号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附則（平成三年一〇月四日法律第八九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定（「及び第四十六条の八第六項」を「、第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六条の十七の改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定（「医療等」の下に「（医療（老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。）として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受ける第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定療養費の支給（老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。）、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。」を加える部分のうち「（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。）」に係る部分（附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分、「及び第四十六条の二第九項」を「、第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改める部分並びに「第四十六条

の二第十項」の下に「（第四十六条の五の三において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第五十二条の改正規定（「並びに」を「及び」に改める部分に限る。）並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）、第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）、附則第十七条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日

附則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

附則（平成六年二月二六日法律第一一七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成七年五月一九日法律第九四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年六月二四日法律第一〇三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類（第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものを除く。）から適用する。

附則（平成九年二月一七日法律第二二四号）抄
（施行期日）

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月二日法律第一一四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年七月二六日法律第八七号）抄
（施行期日）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもののみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十四年八月二日法律第一〇二号）抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八條並びに附則第六條から第八條まで、第三十三條、第三十四條、第三十九條、第四十一條、第四十八條、第四十九條、第三項、第五十一條、第五十二條第三項、第五十四條、第六十七條、第六十九條、第七十一條、第七十三條及び第七十七條の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一條の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第五十二号）第十五條の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成二十四年二月二日法律第一五二号）抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から八まで 略
- 九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則（平成二十四年二月二日法律第一六八号）抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、その定款をこの法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定に適合するように変更し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条 基金は、施行日に、この法律による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（以下「旧法」という。）第四条第二項の規定により政府が基金に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、

同項の規定により政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に社会保険診療報酬支払基金という名称を用いている者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に在職する基金の役員は、それぞれ新法第十一条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた役員とみなす。

2 前項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けたものとみなされる基金の役員の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第六条 この法律の施行の際現に在職する基金の幹事又は幹事長は、それぞれ新法第十二条第二項又は第十三条第二項の規定により選任された幹事又は幹事長とみなす。

2 前項の規定により選任されたものとみなされる基金の幹事又は幹事長の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第七条 この法律の施行の際現に在職する基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員は、新法第十六条第二項の規定により幹事長から委嘱された審査委員会の委員又は新法第二十一条第二項において読み替えて準用する新法第十六条第二項の規定により理事長から委嘱された特別審査委員会の委員とみなす。

2 前項の規定により委嘱されたものとみなされる基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員の任期は、旧法第十四条の七の規定に基づく厚生労働省令で定める任期が終了すべき日に終了するものとする。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年五月一六日法律第四三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年七月一六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年一二月七日法律第二二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三三、第一百六条から第一百八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る)、及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る)。

る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)、及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分を除く。)、及び第二項第二号、第九十六条、第九十七条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費の支給に係る部分に限る。)、並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百五十五条の規定 平成十八年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百一十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年二月一〇日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第八三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第一百五條、第二百二十四條並びに第三百三十一條から第三百三十三條までの規定 公布の日

二 略

三 第二條、第十二條及び第十八條並びに附則第七條から第十一條まで、第四十八條から第五十一条まで、第五十四條、第五十六條、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第八十六條の規定 平成十九年四月一日

四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十

六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百零一条まで、第一百零三条、第一百零九条、第一百一十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百零四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五條、第一百十六條、第一百十八條、第一百二十一条並びに第二百二十九条の規定 平成二十年十月一日

（罰則に関する経過措置）

第三百三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第三百三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十三條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年二月八日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律目次の改正規定（「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める部分及び「第七章 新感染症（第四十五条―第五十三条）」を「第七章 新感染症（第四十五条―第五十三条）」に改める部分に限る。）、同法第六十六条第二項から第六項までの改正規定（同条第三項第二号に係る部分に限る。）、及び同条第十一項の改正規定、同条に八項を加える改正規定（同条第十五項、第二十一項第二号及び第二十二項第十号に係る部分に限る。）、同法第十条第六項を削る改正規定、同法第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第三十八條から第四十四条まで及び第四十六条の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定、同法第五十七條及び第五十八條の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第五十九條から第六十二条まで及び第六十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十五条、第六十五条の二（第三章に係る部分を除く。）、及び第六十七條第二項の改正規定、第二条の規定並びに次条から附則第七條まで、附則第十三條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）の項の改正規定中第三章に係る部分を除く。）及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四條 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年二月二日法律第二一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項及び第二項、第三十條から第五十條まで、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十四條、第六十五條、第六十七條、第六十八條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條から第八十條まで、第八十二條、第八十四條、第八十五條、第九十條、第九十四條、第九十六條から第一百零五條まで、第一百零七條、第一百零八條、第一百九條、第二百一十條、第二百一十一條、第二百一十三條から第二百二十五條まで、第二百二十八條、第二百三十條から第三十四條まで、第三百三十七條、第三百三十九條及び第三百三十九條の二の規定 日本年金機構法の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第四百四十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六條まで、第八條、第九條、第十二條第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十六條の規定、附則第六十三條中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八條第一項の改正規定、附則第六十四條中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三條第一項、第六十七條第一項及び第九十一條の改正規定並びに附則第六十六條及び第七十五條の規定 公布の日

二 附則第二十二條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十條の規定、附則第四十四條中国民健康保険法第九條及び第九十九條の二の改正規定並びに附則第七十一條の規定 平成二十年十月一日

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指出その他他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第二一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(第二十八条の十二第一項若しくは「を削る部分に限る。」に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七条(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六十五条の改正規定に限る。)、第八条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

二 第二条 第五条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第七条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第九条、第十二条(前号に掲げる改正規定を除く。)、及び第十四条の規定並びに附則第十六條、第十七條、第十九條、第二十一条から第二十五条まで、第三十三條から第四十四条まで、第四十七條から第五十一条まで、第五十六條、第五十八條及び第六十四條の規定 平成二八年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第六十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七條から第四十九條までの規定 公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月二日法律第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十條の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六條中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六條第二項の改正規定並びに第八條中国民健康保険法第八十八條第一項及び第二項並びに第一百十條の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第一百三條の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六條及び第十六條の規定 公布の日

二 略

三 第一条の規定（健康保険法第三条第七項の改正規定を除く）、第四条の規定、第六條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く）、第九條中国民健康保険法第八十二條第二項の改正規定、同法第八十五條の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四條の改正規定、第十二條の規定（第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第一百五條の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百七條第三項第六項の改正規定を除く。）並びに第十四條中船員保険法第一百一十一條第二項の改正規定並びに附則第七條中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六條第三項の改正規定、附則第八條中国国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）第九十八條第二項の改正規定、附則第九條中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百十二條第三項の改正規定及び附則第十四條の規定 令和二年十月一日

四 略

五 第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十五條第三項の改正規定、第七條の規定及び第十二條中介護保険法第六十六條第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二條及び第十五條の規定 令和三年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第十五條及び第十六條において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以

下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次条において「基金」という。）の従たる事務所又はその出張所の幹事であつた者に係る第七條の規定による改正前の同法（次条において「旧基金法」という。）第二十條の規定による職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない義務については、附則第 条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「第五号施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

第五条 第五号施行日前に旧基金法第十三條第三項に規定する権限に基づき、基金の従たる事務所又はその出張所の業務に関して当該事務所又はその出張所の幹事長がした行為は、第五号施行日以後においては、理事長又は第七條の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十二條の規定により同条に規定する代理人として選任された理事若しくは職員がした行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五條 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三條（見出しを含む。）及び第十四條（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法附則第十一條（見出しを含む。）及び第十二條（見出しを含む。）の改正規定、第六條及び第八條の規定並びに附則第六條の規定、附則第七條の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十條第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八條及び第九條の規定 公布の日

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年六月二日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條中国民健康保険法附則第二十五條の改正規定並びに第八條中生活保護法第五十五條の八、第八十五條の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八條及び第十條の規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）第一百四十六條の改正規定、附則第二十一條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三十三條の四第十一項第一号」を「第七百三十三條の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第五十三條の十第二項及び第五十三條の十一の改正規定、第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項及び第六十五條の三の改正規定、第六條中国民健康保険法第十三條の三第二項及び第十三條の四の改正規定、第八條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九條及び第十條の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七條の三第二項及び第四十七條の四の改正規定、附則第十三條中国国家公務員共済組合法第四十四條の二第二項及び第四十四條の三の改正規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第四十四條の三十三第二項及び第四十四條の三十四の改正規定並びに附則第二十二條、第二十四條及び第三十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十條まで、第十二條、第十四條及び第十六條に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年四月二〇日法律第二十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条及び附則第三条から第六條までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和四年六月一七日法律第六十八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附 則（令和四年二月九日法律第九十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六條の改正規定、第五條の規定、第八條中医療法第六條の五、第七條、第七條の二、第二十七條の二及び第三十條の四第十項の改正規定、第九條及び第十二條の規定並びに第十七條中高齢者の医療の確保に関

する法律第二百一十一條第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八條から第十二條まで、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四條の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六條の三の改正規定並びに附則第三十六條から第三十八條まで及び第四十二條の規定 公布の日

（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三十九條

2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前項の規定は、適用しない。この場合において、附則第二十二條中「第十五條第二項」とあるのは「第十五條第二項第一号」と、二及び」とあるのは「」の下に「（同法第四十四條の三の二第二項及び第五十條の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中」とする。

（政令への委任）

第四十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年二月一六日法律第一〇四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三十九條

2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前項の規定は、適用しない。この場合において、附則第二十六條中「第十五條第二項」とあるのは、「第十五條第二項第四号」とする。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民健康保険法第七十二條第三項、第八十二條の二第三項第一号及び第四項、第八十五條の二、第八十五條の三第三項並びに第十三條の二第一項の改正規定、第六條中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六條、第七條第二項及び第八條第四項の改正規定、同法第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九條第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五項、第七項及び第十項並びに同法第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第十六條第三項、第三十八條第一項及び第五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
